

発議第 11 号

市議会議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及び松阪市議会会議規則第 88 条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

令和 7 年 10 月 3 日 提出

松阪市議会議長 濱 口 高 志

記

1 議会報告会

(1) 派遣日、派遣場所及び派遣議員

派 遣 日	派 遣 場 所	派 遣 議 員
11 月 7 日 (金)	松阪公民館	(6 人) 森遥香議員、奥出かよ子議員、吉川篤博議員、田中正浩議員、深田龍議員、海住恒幸議員
11 月 10 日 (月)	嬉野地域振興局	(6 人) 森本哲生議員、野呂一平議員、松本一孝議員、殿村峰代議員、西口真理議員、山本芳敬議員
11 月 13 日 (木)	飯高地域振興局	(6 人) 酒井由美議員、小川朋子議員、赤塚かおり議員、市野幸男議員、米倉芳周議員、濱口高志議員
11 月 15 日 (土)	産業振興センター	(6 人) 松原里穂議員、小野建二議員、橘大介議員、楠谷さゆり議員、沖和哉議員、久松倫生議員

(2) 派遣目的 議会報告会開催のため